

「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業の調和に関する条例」改正案に関するパブリックコメント

	意見																																																												
1	<p>気象庁発表：中津川の降水量の日別合計（mm）</p> <p>2020年6月16日～30日</p> <table border="1" data-bbox="293 371 1928 443"> <tr> <td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td> </tr> <tr> <td>0</td><td>0</td><td>16.5</td><td>41.5</td><td>0</td><td>7.0</td><td>1.0</td><td>0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>8.0</td><td>0</td><td>28.5</td><td>0</td><td>76.5</td> </tr> </table> <p>2020年7月1日～15日</p> <table border="1" data-bbox="293 496 1928 568"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td> </tr> <tr> <td>42.0</td><td>0</td><td>11.0</td><td>31.5</td><td>13.5</td><td>65.0</td><td>11.5</td><td>71.0</td><td>16.0</td><td>10.5</td><td>145.0</td><td>0</td><td>34.5</td><td>34.0</td><td>15.0</td> </tr> </table> <p>最高降水量 145mm/日でした。</p> <p>1 m<sup>2</sup>に 10mm の降水量があった場合、100cm*100cm*1cm=10,000 m<sup>3</sup>なので、10,000g（10,000ml）になります。10,000ml は 10L です。</p> <p>よって、1,000 m<sup>2</sup>に 10mm の降水量があったとすると、10,000L は 10t です。7月11日に降った 145mm の場合、145t もの水量になります。ただし、この過程は土地が平面の場合で、谷形状の土地には、計算上の数字の何倍もの雨水が集まることは言うまでもありません。</p> <p>地質によって浸透率の違いもありますが、地表に降った雨は低いところへ流れ続けます。場合によってはご存知のように土砂ごと流れ出す土石流なども起こっています。</p> <p>50年に1度であったり、100年に1度の雨量だとしても、たった1度の災害で人命が奪われる可能性がある以上、危険回避を選択することが市の努めだと考えます。</p> <p>既設太陽光パネル発電を見ても、1,000 m<sup>2</sup>は見た目にもかなり広く、確実に中津川の景観を損ねます。せめて上限を 300 m<sup>2</sup>（100坪以上）以上にしていきたい（建物屋上は除く）</p> <p>ましてや現存する自然林の伐採を伴うような造成工事をして施設を設置するのは防災的に考えても負でしかないと考えます。</p> <p>民間企業の利益追求の為に市が片棒を担ぐような選択をし、制度を作るのは賛成しかねます。どうか科学的な根拠の基に人命重視で『安心安全なまち中津川』を作ってください。</p> <p>以上のことから、【1,000 m<sup>2</sup>を無くし、10kW を基準とする改正は反対です。300 m<sup>2</sup>、10kW にしたい】</p> <p>【60日を削除することに反対です。地元説明会前後1回合計2回では少な過ぎます、少なくとも前後合計4回は説明会を開き、その都度届け出で記録を残してください】</p>	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	0	0	16.5	41.5	0	7.0	1.0	0	1.5	1.5	8.0	0	28.5	0	76.5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	42.0	0	11.0	31.5	13.5	65.0	11.5	71.0	16.0	10.5	145.0	0	34.5	34.0	15.0
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																															
0	0	16.5	41.5	0	7.0	1.0	0	1.5	1.5	8.0	0	28.5	0	76.5																																															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																																															
42.0	0	11.0	31.5	13.5	65.0	11.5	71.0	16.0	10.5	145.0	0	34.5	34.0	15.0																																															

	<p>【再生可能エネルギーは広義な意味合いが強いので「太陽光パネル発電設備に限る」とし、小水力発電や地熱発電とは分けて考えなければならない】</p> <p>【破損したり、廃棄する太陽光パネル及び設備の廃棄またはリサイクル方法について明記させる必要があり、守らなかった場合の罰則や保証人を決めておく】</p>
2	<p>条例に対しての感想</p> <p>当地区で発生した問題を今後繰り返さない「非常に有益」な条例ですが、以下意見を述べます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. かなり厳しい条例になる上買取条件も厳しくなる中、今後新規申請の可能性有るのか？→この条例により乱開発防止になることが期待出来ます。</li> <li>2. 自治会との協定書は地権者及び当該地区住民との利害関係で気まずい関係になる事も「条例を厳しくする事」で防げる事が期待出来ますが、この条例を地権者及び関係者に広く知らしめる必要有ると思います。</li> <li>3. 地権者が遠方で有ったり、血縁が薄くなる中で売却、借地契約等で手放す場合において自治会が協定拒否出来るのかの不安もあります。</li> <li>4. 「(抑制区域)の新設」に「里山及び荒野等の緑地」を追加すべきでは？何故ならCO2削減マイナス効果を含め緑地の開発は自然災害に結び付くから？</li> <li>5. (適正な管理)の追加で1.項の「土砂及び多量の雨水が流出しない事」について具体的数値は？ 排水の受け皿（市の排水路等）を超えた流水が予想される場合関連工事はどちらの管轄？ 雨量の計算で大切なのは平均雨量でなく、瞬間雨量だと思いますが想定可能でしょうか？ 更に地形によって変化する集まってくる雨量をどの様に計算出来るのでしょうか？</li> <li>6. 災害が発生した場合「協定書で同意しているから」が理由で自治会及び被災関係者が不利にならないか？</li> </ol> <p>実際に被災した事で思う事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災事例       <ul style="list-style-type: none"> <li>6月14日（日）21:30 ごろ</li> <li>工事中の太陽光建設現場から多量の泥水が流出して「住居（床下浸水）及び畑」が浸水した</li> <li>翌6月15日8:00より「業者、総合事務所（基盤整備課課長殿）、町内会長、被災者含む地区関係者」で協議し以下を確認した</li> <li>1-1 対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>①原因の究明→説明会では「140 mm/Hr の雨量でも大丈夫」が今回溢れた原因は何か調査して報告して欲しい</li> <li>②梅雨時なので暫定対策と恒久対策を明確にして早急に対応してほしいそしてその計画を報告して欲しい</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol>

	<p>1-2 処置</p> <p>①今回被害を受けた分の損害は業者が補償するので、別途請求する→7月22日現在未請求</p> <p>②被害があった所を業者責任で原状復帰してもらおう→約2～3日作業して頂いたが完璧ではない 完璧でない理由→畑は泥が積もった状態で素人が事務的に撤去できる物でない</p> <p>1-3 市民全体へのアピール</p> <p>傾斜地の工事は予期せぬ事が発生する良い事例である、この事例を広く開示する事で同じ被害に合わぬ様生かしてほしい</p> <p>2. 被災後の経緯</p> <p>2-1 被災翌日は市及び市議会議員等積極的に対応頂いたが時間が経てば「のど元過ぎれば…」で何のフォローもない 「被害を補償してもらえればすべて解決」…と感じます</p> <p>2-2 前項(1-1～1-3まで)については何の回答もありません(特に業者) 7/22 総合事務所殿(伊藤様)が災害防止に向けて対策している旨現地で報告いただきました</p> <p>3. 被災した当事者として被害を補償してもらうことでなく 2度と同じ事を繰り返さない、他の人が被害に合わないことが切なる願いです 是非前向きな対処をお願いします</p> <p>&lt;浸水の背景&gt;</p> <p>従来 里山及び田畑の傾斜地で多量の雨量であっても草木が給水してこの40年間何も無かった 今回 草木全てを切り開き赤土が全面に露出して6/14約30mm/Hrの雨で泥流が押し寄せた(業者説明では140mm/Hrでも大丈夫)</p> <p>仮に工事区間の排水を整備してもその下流の受け皿が対応できない限り溢水は防げない(傾斜地では「跳水、流石等」悪条件が重なる。)</p> <p>今回の浸水被害は明らかに人災と思う</p>
3	<p>小規模の申請が集まれば大きなものになるので、これから注意して認可されることを願います。</p>

4	<p>自分と条例との関わり：実家の裏山に隣人の方が太陽光発電の設置をすると話された。心配していたところ、工事が始まってしまった。条例の第7条で1,000㎡を超える事業に適用となっていた。それ以下だと自治会・近隣の人への説明も必要ないようだった。</p> <p>平成30年7月31日：地区市政懇談会で、1,000㎡以下の小規模でも適用出来る条例の改正はできないか、お願いした。今回条例の改正が、1,000㎡以上から10kW以上の事業全てを対象にするものと拝見してよかったと思う次第です。</p> <p>条例へのパブリックコメント：適正な管理の6. 雑草の繁茂について設備の周辺も管理してほしい。8. 景観にも関連。安心、安全が確認できるように、点検記録簿等の定期的な提示。</p>
5	<p>再生可能エネルギーに代表される太陽光発電、ソーラーパネルの設置について、自然環境との調和をはかるという観点から、すでにある建物の上のみに限定してはどうでしょうか？</p> <p>中津川の豊かな自然は、訪れる人々にとっても、ここで暮らすわたしたちにとっても貴重な財産です。森林を切り開いたり、田園の真ん中に設置したりしている大規模なソーラーパネルは、見ても気持ちがいいものではありません。</p>
6	<p>事業廃止後、事業者が処分を終えないうちに倒産等になった場合は、どうなりますか？</p> <p>その処分に、税金が使われるのは本末転倒なので、新たな事業者、すでに設置している事業者もふくめ、事業廃止後の処理費用を試算して、担保として市に預け入れる等の処置はできないでしょうか？</p>
7	<p>再生可能エネルギーを使うことのメリットは環境にやさしいということであるはずですが。事業者は、そのために設置する人工物、それが製作されるために必要なエネルギー量と、また、事業停止したあとに処分にかかるエネルギー量、そして、森林を切り開く場合はその際に失われる森林のCO2分解量、全てを試算した上で、その事業が環境にとって有益であることを証明してから、事業を開始するようにするべきです。「自然を大切にすまちな中津川」としてそこを義務付けるようにしてはどうでしょうか。</p> <p>自然環境にとって有益な事業は、市民にとっても大歓迎だし、そういった事業者を応援したいと思います。</p>
8	<p>抑制区域10、埋蔵文化財を包蔵する土地 とありますが、その判断は誰が行いますか？中津川市の歴史は縄文時代にまでさかのぼり、古くから人々が暮らしを営んできているので、ほとんどの土地に、歴史的な価値のある可能性があると考えられます。</p> <p>景観十年、風景百年、風土千年と言われるように、この土地の風土が、一部の人の利益のために失われることは、あってはならないことだと思います。</p> <p>事業用として土地を切り開いたり掘削する際は、埋蔵文化財を包蔵していないかどうかを事前に調査する事を義務づける必要があるのではないのでしょうか？</p>